## [ まちづくり推進室 ]課 経 営 計 画 書( 総 括 表 )

#### ■事務事業の総括

				1			
No.	事務事業名	様式	R1 度計画額(単	単位:千円)	R1 年度必要人工		
140.		区分	計画額	内特定財源	職員	臨時職員	
1	都市計画推進事業	В	1, 586	73	0. 7	0. 5	
2	国土調査事業	В	25, 005	0	0. 7	0. 2	
3	住環境整備事業	Α	25, 801	18, 002	1. 1	0. 6	
4	開発・建築事務事業	В	0	0	0. 6	0. 5	
5	シティプロモーション 事業	В	3, 497	1, 627	0. 9	0. 2	
	숌 計		55, 889	19, 702	4. 0	2. 0	

#### ■特記事項

必要人工の職員について、他課との兼務職員については 0.5 人として計上した。

	<u> </u>								
所属名	まちづくり推進室			No.	1				
事業名	業名都市計画推進事業								
総合計画の	画の 基本目標 3 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する								
体系 基本政策 2 生活基盤									
目的	土地利用の い、都市計			計画	『に関する各種計画等の策定や調査等を行				
事務内容	<ul> <li>・都市計画マスタープランの策定・見直し</li> <li>・都市計画審議会の運営</li> <li>・国土利用計画法に基づく届出等事務</li> <li>・都市計画基礎調査の実施</li> <li>・測量法に基づく公共基準点管理</li> <li>・都市計画基本図の作成、修正</li> <li>・工場立地法に基づく届出等事務</li> <li>・生産緑地関係事務</li> <li>・その他都市計画推進に関する事務</li> </ul>								
現在における経過又は課題									
令和元年度の 目標又は 改善策	る。     ・都市計画マスタープランを基に、具体的な工場立地計画に対して、地区計画の都市計画決定及び都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行う。     ・愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基礎調査を実施し、本町における都市計画の基礎的データを整備する。令和元年度は、宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況について調査を行う。     ・生産緑地所有者に対して、特定生産緑地の指定について意向調査を実施し、状況を把握する。								

月     作業内容       4~     ・都市計画基礎調査 業務委託発注 ・特定生産緑地意向調査 所有者に対する意向調査       12     ・都市計画基礎調査 完了 ・都市計画基礎調査 県報告	—	
<ul><li>特定生産緑地意向調査 所有者に対する意向調査</li><li>12 ・都市計画基礎調査 完了</li></ul>	月	作業内容
	4~	
	12 1	

### ■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	2, 391	1, 769	1, 586
(内	特定財源)	千円	71	71	73
	職員	人工	1.0	0. 9	0. 7
人工	臨時職員	人工	0. 3	0. 2	0. 5
	計	人工	1. 3	1. 1	1. 2

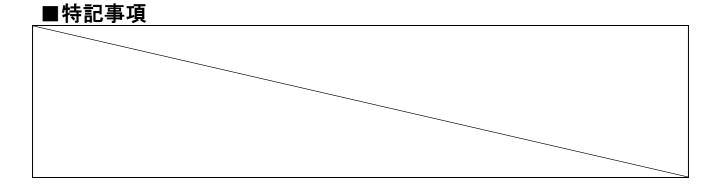
### ■令和元年度計画特定財源内訳

_■令和元年度計画特定則					(単位:千円)	
特定財源名称	金	額		備	考	(充当先等)
土木関係証明手数料			13			
図面、用紙等売払収入			36			
土地取引規制等市町村事務費交付金			24			
合 計			73			

### ■令和元年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(新たな取組、臨時経費、	廃止項目等	<b>等</b> )	(単位:千円)
項目(科目等)	計画額	増減額	内容
都市計画基礎調査委託料	1, 275	△183	愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基 礎調査 (H28 年度から R2 年度)



#### ■目標又は改善策に対する取組内容

都市計画行政の基礎的なデータ整備を目的として、愛知県都市計画基礎調査実施要綱に基づき都市計画基礎調査(宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況)を実施した。

都市計画マスタープランについては、工業系の土地利用を進める地域と周辺環境に配慮した土地利用を行う地域のバランスを保つため、工業ゾーンと農業ゾーンの見直しを行った。

生産緑地地区については、令和5年11月に当初指定後30年が経過することを踏まえて、令和元年9月12日開催の大口町都市計画審議会において、生産緑地を指定する意義や市街化区域内に農地を所有する他の所有者との税負担の関係から、特定生産緑地には指定しないとの町の方針を報告した。こうした方針の下、生産緑地所有者に対して特定生産緑地に係る意向調査、制度の説明を行った。

#### ■評価

都市計画基礎調査により、宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況を把握することができた。この 調査の結果は、今後の土地利用を検討する上での基礎資料として活用する。

都市計画マスタープランの見直しについては、工業系の土地利用は国道41号・155号や都市計画 道路大口・楽田線等の幹線道路沿いの地区に配置するという都市計画マスタープランに位置付けられた 考え方に沿った工業ゾーン・農業ゾーンの見直しを行うことができた。都市計画の観点から、本町の特 性である交通利便性を活かし、限られた町域をより効果的に活用し、周辺環境と調和のとれた土地利用 を実現するものであったと考える。この見直しの結果、新たに工業ゾーンとなった地区については、具 体的な工場立地計画に対する都市計画法第34条12号の区域指定手続きを行うことが可能となった。

本町の生産緑地地区については、当初指定時から26年が経過し、指定時の所有者から世代交代している所有者も多く存在していたことから、改めて生産緑地指定の意義、制度を確認する良い機会であった。その中で、生産緑地を指定する意義、税負担の公平性という観点から特定生産緑地には指定しないとの町の方針を伝え一定の理解を得られたと考えているが、所有者一人ひとりに対して引き続き丁寧に説明をしていく。

所属名	まちづくり	推進室		No.	2			
事業名	国土調査事業							
総合計画の	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊	かな	生活基盤を創造する			
体系	基本政策	2	生活基盤					
	国土調査法	に基づく	地籍調査を実施する	ع ــ	で、町民及び公共の財産の保全並びに土地			
目的	に関する基	礎資料を	整備し、土地の明確を	化を[	図る。			
					の所有者、地番、地目の調査、境界及び地			
	積に関する	測量を行	い、地籍図と地籍簿	を作り	或する調査。 			
	│ │・地籍調査	事業(認	証、地籍調査事業成男	1				
	の送付事	-	皿、心相断且 于 不 / / /	`				
事務内容	・過去に実	施した地	籍調査事業成果の閲覧	É				
	事務							
現在における 経過又は課題	- 「で閲覧している。これらの資料については、現在、紙ベースで管理、保管しているこ							
令和元年度の 目標又は 改善策	・過去の地 地に関す 化(PD また、電	籍調査事 る貴重な F データ 子化する	業成果等に係る測量図 資料であることから、 による保管)し、将来	図、均 これ こ向り関覧	調査事業の成果を法務局に送付する。 意界の座標及び基準点資料については、土 れまでの紙ベースでの管理、保管から電子 けて安定して使用できる状態としていく。 随申請受付時に申請地を容易に検索するこ を図る。			

月	作 業 内 容
4~	・過去の地籍調査事業成果等の閲覧事務
	・図面、座標及び基準点資料の測量資料電子化業務委託発注
7	・地籍調査事業成果を法務局に送付

### ■事業コスト

	- >   < + + +				
		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	13, 421	2, 265	25, 005
(内	特定財源)	千円	7, 678	1, 686	0
	職員	人工	1. 0	0.8	0. 7
人工	臨時職員	人工	0. 5	0. 2	0. 2
	計	人工	1. 5	1. 0	0. 9

### ■令和元年度計画特定財源内訳

■ <b>令和元年度計画特定財源内訳</b> (単位: 千円)							
特定財源名称	金  額	備 考(充当先等)					
合 計							

### ■令和元年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(新たな取組、臨時経費、	廃止項目等	手)	(単位:千円)
項目(科目等)	計画額	増減額	内容
国土調査事務等委託料	0	△2, 248	
測量資料電子化委託料	25, 000	25, 000	測量図、境界の座標及び基準点資料の電子化

#### ■特記事項

令和元年7月に認証と同時に町名地番変更予定

#### ■目標又は改善策に対する取組内容

中小口地区の地積調査については、令和元年7月16日に愛知県から認証を受け、同日に春日井法務局にその成果を送付し事業を完了した。

実施地区内の筆数 地籍調査前 1,650筆

地籍調査後 1,100筆

過去の地積調査事業成果等に係る測量図、座標及び基準点資料については、過去の成果物を電子化(PDF化)するとともに、窓口での閲覧申請時に容易に検索できるようシステム化を実施した。

#### ■評価

中小口地区の地積調査が完了したことにより、昭和44年度から実施してきた事業は、計画した全ての地区において完了することができた。これらの成果は、今後公用、私用を問わず、分合筆時や境界立会い等において、また、災害時の境界復旧に効果的な資料として活用することができる。

これらの成果は、古い資料では昭和50年代の資料であり紙ベースでの保存となっていたが、今年度電子化(PDF化)したことにより、将来に亘って安定して保存、使用する体制を整えることができた。加えて、窓口での閲覧申請があった場合、これまでは膨大な資料から申請地を探し交付していたが、システム化したことにより、容易に申請地を検索することが可能になり、窓口負担の軽減及び交付するまでの時間短縮等、事務の改善につなげることができた。

所属名	まちづくり推進室N				3		
事業名	住環境整備事業						
総合計画の	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊	きかた	(生活基盤を創造する		
体系	基本政策	2	生活基盤				
目的	るため、旧	基準木造	住宅の耐震改修の促	進と	D被害から住民の生命及び財産を保護す 減災化促進及び建築物の耐震化を行うこ 害に強い地域社会の形成を目的とする。		
事務内容	•建築物(	多数の者 でき道路	§及び減災化促進業務 が利用する建築物、追 &沿道の建築物など)	<u> </u>	・危険ブロック塀撤去促進業務 ・空家対策業務		

- ・旧耐震基準木造住宅(昭和56年5月31日以前に建築または工事着工された住宅)の耐震化を促進するため、平成29年度は耐震診断未実施および耐震診断を実施後耐震改修未実施の住宅所有者に対し、意向調査を行い、ふれあいまつりの機会に説明会とPR活動を行った。結果、40名の来場者のうち29名の方に無料耐震診断の申し込みをしていただき、来場しなかった方のうち「診断を希望する」と答えた41名には電話で意思確認し、無料耐震診断の申し込みを受付けた。
- ・平成30年度は「説明を聞いて検討する」と答えた70件の所有者を対象に戸別訪問を行い、このうち39件の所有者から無料耐震診断の申し込みを受付けて実施した。また、平成29年度と30年度の無料耐震診断を受けた所有者に対し、耐震改修補助制度や耐震シェルター等の補助制度の紹介を行うとともに耐震性がない木造住宅を除却する場合の補助制度を創設した。
- ・防災ベッド、耐震シェルターを設置した旧耐震基準木造住宅については、耐震住宅としてはカウントされないが、生命を守る措置が講じられることから減災化された住宅として位置づける。また、平成29年度に新たな補助制度として創設したが申込件数が伸びていないため、今後さらなるPRに努める必要がある。

#### 現在における 経過又は課題

- ・平成30年6月に発生した大阪府北部地震においてブロック塀の倒壊による死亡 事故が発生したことを受けて、ブロック塀の無料診断と撤去費補助金制度を創設 した。町職員による緊急点検が4件、無料診断の実施件数は179件実施し、ブロック塀の撤去費補助は12件であった。診断後、「危険である」と判定されたブロック塀の所有者に対し、撤去につなげる必要がある。
- ・今後増加が見込まれる空家について、平成27年に地域からの情報を元に丹羽広域 事務組合と連携して空家台帳を作成した。平成29年度は地域からの情報に加え、 上水道の利用状況の情報も元にして空家現地調査を行い、建物所有者にアンケー ト調査を行ったうえで空家台帳を更新し、3地区で地域懇談会を行った。
- ・平成30年度は空家総合相談窓口を開設し、地域懇談会での意見を参考にして大口町空家等対策計画の策定をした。また、愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結し、空家バンクの設立に向けて取り組んでいる。
- ・空家等対策計画を進めるあたり、空家等対策協議会の設置に向けた条例制定や空家の所有者への支援策としての除却制度、空家を活用する人向けの支援策としてリフォーム補助などの要綱整備を行った。今後は支援策の PR に努めるとともに、空家の所有者自らが適正に管理できるように促していく必要がある。また、使える空家は活用できるよう促し、問題のある空家の発生を抑制していく必要がある。

#### 令和元年度の 目標又は 改善策

- ・昨年度実施した啓発活動から木造住宅耐震診断を実施した家屋所有者に対し、耐震 改修補助制度や耐震シェルター等補助制度の他、新たな制度を含めた補助制度の 説明を行うことで耐震改修を促し、耐震化率の向上に努める。
- ・ブロック塀の無料診断や撤去費補助制度を啓発し、危険なブロック塀の撤去が促進 するように取り組む。また、昨年度に無料診断の結果に基づき、「危険である」と 判定された所有者に対し、撤去費補助制度を啓発する。
- ・空家対策は、大口町空家等対策計画に基づき空家等対策協議会を開催し、空家の維持管理や活用、除却に対する支援を進めるとともに、愛知県宅地建物取引業協会とも連携した空家総合相談窓口や空家バンクにも取り組むことで、所有者自らが空家を適切に管理できるよう促していく。また、活用可能な空家については、町内の事業所等の在勤者や子育て世代をはじめとする若者世代を中心に、移住・定住施策であるシティプロモーション事業とも組み合わせてその活用を進めていく。

月	作 業 内 容
4~	広報おおぐちにて木造住宅の耐震に関する制度や除却制度の紹介記事を掲載 空家等対策協議会の開催(年2回程度) 空家バンクの運用 空家対策支援制度の啓発と運用
6~	広報おおぐちにて空家の適正な管理に関する記事を掲載
通年	イベントなどの機会を捉え耐震に関する助成制度の紹介・啓発 耐震に関する相談、工法等の案内

### ■3年間の目標

目煙

- ・新たな空家の発生予防のための適切な維持管理の支援を行う。
- ・使える空家は使ってもらえるような活用の支援を行う。
- ・除却以外に手法のない空家は除却の支援を行う。

項 目(単位)	H29 計画	H29 実績	H30 計画	R1 目標	R2 目標	R3 目標
空家の活用	_	_	-	6	6	6
空家の除却	_	_	_	5	5	5

### ■2年後、3年後の主な計画

	X, o i ko i
年度	計画内容及び改善策等
R2 年度	・新たな空家の発生予防と除却の周知 ・空家の適正管理と活用促進
R3 年度	・空家の適正管理と活用促進

### ■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	9, 539	18, 878	25, 801
(内特定財源)		千円	6, 441	9, 303	18, 002
	職員	1. 0	1.0	1. 0	1. 1
人工	臨時職員	0. 2	0. 2	0. 2	0. 6
	計	1. 2	1. 2	1. 2	1. 7

■令和元年度計画特定則	<b></b> 源内訳	(単位:千円)
特定財源名称	金額	備 考(充当先等)
住宅・建築物安全ストック形成事	1. 073	国費(耐震診断・ブロッ
業費補助金	1,070	ク塀診断)
住宅・建築物安全ストック形成事	8, 750	国費(耐震改修・ブロッ
業費補助金	8, 730	ク塀撤去)
愛知県住宅・建築物安全ストック 形成事業費補助金	354	<b>県費(耐震診断)</b>
愛知県住宅・建築物安全ストック	4 075	県費(耐震改修・ブロッ
形成事業費補助金	4, 375	ク塀撤去)
空き家対策総合支援事業	2, 300	国費(空家)
愛知県空家等対策推進事業	1, 150	県費(空家)
合 計	18, 002	

### ■令和元年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、原	<b>廃止項目等</b>	)	(単位:千円)
項目(科目等)	計画額	増減額	内容
木造住宅耐震診断委託料	1, 416	<b>▲</b> 2, 288	耐震診断予定件数・・・30 戸
木造住宅耐震改修費	14, 200	<b>▲</b> 500	耐震改修予定件数・・・・・10 戸 段階的耐震改修予定件数・・・2 戸 耐震シェルター等予定件数・・10 戸
木造住宅除却費	800	800	耐震性のない木造住宅除去・・2戸
空家対策	5, 600	5, 600	空家の除却 ・・・・・・・5件 空家の活用 (リフォーム補助) ・・3件 空家の活用 (同居・近居支援補助) ・1件 空家の活用 (在勤者向け定住補助) ・2件
ブロック塀無料診断	1, 100	1, 100	無料診断・・・100件
危険ブロック塀撤去費補助	2, 500	2, 500	撤去費補助・・・50 件

特	記	事	項
171		_	~~

#### ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・平成29年度以降、木造住宅耐震診断(無料診断)を実施した家屋所有者に対し、耐震改修補助制度や耐震シェルター等補助制度に加え、新たに制度化した耐震性のない木造住宅除却に係る補助制度についても周知・啓発活動を実施した。
- ・昨年度、無料診断を実施したブロック塀を対象に、診断結果が「危険である」と判定されたブロック塀の所有者に対し、町内にある危険なブロック塀の撤去が一層進むよう撤去費補助金制度の周知・啓発活動を実施した。また、新規事業として実施した昨年度と比較して、今年度はブロック塀の無料診断の申込み件数が停滞していたため、町内を巡回し、該当するブロック塀の所有者宅には、無料診断案内を直接投函するなどの啓発活動を実施した。
- ・空家対策については、現在把握している空家の現状追跡調査を行い、空き家の維持管理や活用、除却制度や空き家バンク開設等の案内を空家の所有者に送付し、地域住民に悪影響を及ぼさないよう周知・啓発活動に取り組んだ。また、活用可能な空家の有効利用を促進するため、町内の事業所等の在勤者や子育て世代をはじめとする若者世代を中心に、シティプロモーション事業との連携の中で、在勤者定住支援補助金制度に対する周知活動を実施した。

#### ■評価

- ・木造住宅除却制度に対しては、周知・啓発活動の成果もあり、これまでに耐震診断を受けた所有者 やこれから建替え等を考えている所有者から多くの相談があった。新制度の導入により、木造住宅 の老朽化に伴う諸問題に対する選択肢が広がったことで、除却制度の利用に向けた耐震診断の申込 みや建替えの相談等が増加し、耐震改修以外の建物の耐震化の促進により実現する地域の安全安心 に向けて、一歩一歩ではあるが進んでいるものと考える。
- ・ブロック塀の無料診断については、当初申し込みが停滞していたが、町内を巡回し、該当ブロック 塀の所有者に直接アプローチしたことにより、町内にある危険なブロック塀が把握でき、また所有 者からの申込件数も増加したことにより、危険なブロック塀の撤去を検討いただくきっかけとなっ たものと考える。
- ・空家の所有者から、今年度開設した空き家バンクに対する問い合わせがあり、1件登録することができた。この空家バンクへの登録掲載の結果、新たな所有者となる買い手が見つかり、空家の有効利用につなげることができた。また、町内在勤者による空家住宅活用に対する定住支援補助金の利用もあり、シティプロモーション事業と連携した空家活用に対する周知・啓発活動の成果が得られたと考える。空家の現況確認と有効利用のための周知・啓発、空家バンクや総合相談窓口の充実、更には補助制度の活用促進を今後も引き続き実施していくことが、空家対策に対しては非常に有効であると考える。

1文						
まちづくり推進室		No.	4			
開発・建築事務事業						
基本目標 3	災害や犯罪に強く豊	かな	生活基盤を創造する			
基本政策 2	生活基盤					
て一定基準を定め	秩序ある町の発展を期するため、関係法令に定めるもののほか、住宅地等の開発について一定基準を定めた大口町宅地開発等に関する指導要綱などに基づき良好な生活環境の整備を図るための事務手続き等を行う。					
付事務 ・大口町宅地開発 づく指導 ・建築確認申請の	等に関する指導要綱に <u>ま</u> 受付	Ł	・特定施設整備計画届出の受付 ・建築リサイクル法に基づく届出			
・建築雄認申請の受付 ・開発、建築許可の受付 ・建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例。 大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る事務を行っている。 ・大口町宅地開発等に関する指導要綱による宅地開発審査会では、事前の打合せ協議を 各担当課と事業者が行っており、事前の打合せ協議内容については各担当課と共通の 認識を持って対応する必要がある。しかし、時折その指導項目、内容について認識か 異なる場合があるため整理する必要がある。 ・雨水及び汚水処理対策については、大口町宅地開発等に関する指導要綱第16条で規 定し対応をしているが、近年の大雨による浸水被害が生じている状況を鑑み、担当認 と協議を行ったが、雨水対策施設の管理、補償等の課題から指導要綱により対策を請 じることは困難との結論となった。						
う関係機関、部 ・大口町宅地開発 の打合せ協議内	署と連携し、良好な環 等に関する指導要綱に。 容について、的確な指導	境を よる 算と	保つ事業計画となるよう指導に努める。 宅地開発審査会における、各担当課の事前 なるよう各担当課と打合せを行い、指導項			
	ま 開 基基 秩ての・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	まちづくり推進室 開発・建築事務事業 基本日標 3 災害や犯罪に強く豊基本政策 2 生活基盤 基本政策 2 生活基盤 秩序ある町の発展を期す口の発展を期け口の発展を期け口の整備を図るための事務を定しての整備を図るための事務等に関する指導・建築に係る相談窓口、申請等の受付・開発等に関する指導・建築町宅地開発等に関する指導・建築町宅地開発等に関する指導・支護を持つの受付 ・ 建築町宅地開発等に関する指導の要の受付・ は、	まちづくり推進室 No. 開発・建築事務事業 基本目標 3 災害や犯罪に強く豊かな 基本政策 2 生活基盤 秩序ある町の発展を期するため、関係法令に対 の整備を図るための事務手続き等を行う。 ・開発、建築に係る相談窓口、申請等の受付事務・・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく指認申請の受付・開発、建築事請の受付・開発、建築事請の受付・開発を連続を持つの受付 ・建築基準法、都市計画法、建設リサイクル・大口町宅地開発等に関する指導要綱によるに 大口町宅地開発等に関する指導要綱によるに 大口町宅地開発等に関する指導要綱によるに 大口町宅地開発等に関するおり、事前の打合認識を持って対応する必要する必要がある。しかし、 異なる場合があるため整理する必要がある。 トアンロー・アン・アンロー・アンロー・アンロー・アンロー・アンロー・アンロー・アン			

月	作業内容
4~	・建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例の相談窓口、申請等の受付事務、申請書類の県への進達事務 ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議毎月末閉め、翌月中旬に宅地開発審査会を開催

### ■事業コスト

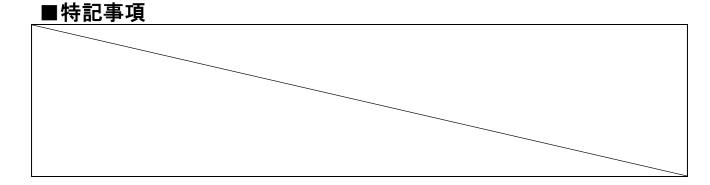
		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	0	0	0
(内特定財源)		千円	0	0	0
	職員	人工	0. 2	0.8	0.6
人工	臨時職員	人工	0. 1	0. 2	0.5
	計	人工	0. 3	1.0	1. 1

### ■令和元年度計画特定財源内訳

_■令和元年度計画特定則		(単位:千円)			
特定財源名称	金	額	備	考 (充当先等)	
合 計					

### ■令和元年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、	廃止項目等	<b>等</b> )	(単位:千円)
項目(科目等)	計画額	増減額	内容



#### ■目標又は改善策に対する取組内容

令和元年度の各種申請、届出等の件数

- ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 26件(前年度20件)
- ·建築許可申請 42件(前年度34件)
- ·開発許可申請 16件(前年度14件)
- ・建築リサイクル法に基づく届出 58件(前年度51件)

大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議については、毎月審査会を開催し提出された案件について審査を行い、防犯灯の設置、乗入口付近の交通安全対策等について、開発計画が周辺環境に 影響を及ぼさないよう指導を行った。

また、事前協議に係る事業者と担当課との事前の打合せ内容について、その指導項目、内容等の聞き取りを行い、情報共有、意見交換を行った。

#### ■評価

大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議については、開発される地域には新しく工場等が立地し、また住宅等の建設であれば、新規に入居する方が増加することから、これまで地域で生活をしている方、新しく地域で生活を始める方の双方にとって、より良い環境となるよう、法によらない行政指導という位置付けではあるものの、周辺環境への影響を考慮し事業者に対して指導を行った。特に防犯灯については、事業者には設置の協力を求め、多くの事業者の協力を得ることができた。今後においても、引き続き積極的に取り組んでいく。

■基礎情報	<b>又</b>						
所属名	まちづくり	推進室		No.	5		
事業名	シティプロモーション事業						
総合計画の	基本目標 6 持続可能な地域経営						
体系	基本政策 3 情報発信・共有						
目的	・持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。						
	・大口町フ	プロモーシ	vョン戦略及びアク?	ション	ンプランに基づき住民主体の持続的な「	情	
事務内容	報発信に向	けた仕組	]みを協働で構築する	) <sub>0</sub>			
現在における経過又は課題	のププ・月意るつ・ッョ・企の場た・一「業「ミメ代・住、ロロボに見イり成チン成業見見。方自まのまなンに第・ふモモ2ッもン成2レメ3協、と 、での力の情づけ「発れーー9ッもン成9レン0協、と 、での力の情づけ「発	あンシ年ウとト人年一、年からハープ団魅を魅弱がたまた環いョョ度オにを式度ズー度をれっ一口体力得力を固取ち望境まンンはフ、行なかのでは得あた「モ名をなを確定りとのをつり講、イアっどら募選、ていよ「一を発が発実化組入た整	りー座住べどたの平集考住、まう シ「見ら言こしみをめえてきないり、 つおす事す人つがつゆる大ン3、ト大ま会3び実有助り、 つおる業るにつ必な情」ログ回Nを口たを3選施志まへ町 活ぐ」を」届あ要げをいの義施O催2就ら度やたプり出に に宣内続一方たあプ理住財3る人、でフ、か学 モ大、る わ部魅てがも、。モし環に回とま月オェにけ校 一和大企 る」力いS検プ 一単境に回とま月オェにけ校	つうとち2ーアコての シ屋和業 中と発くS討ロ シ戦い庁もね回プ、町、協 ョを屋の で名見こやすモ ョ3	・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第・第	民可。4たすま ふヤシ 内場エし バ 企 コの世 移受	

> ・戦略3「まちとつながって暮らす」、戦略6「受け入れる環境を整える」ために、 子育て世代をはじめとした若い世代の移住定住促進のための施策として、大口町 内在住の親世帯との同居・近居支援や、在勤者の住宅取得支援を空家対策と合わせ て行う。

> ・平成30年度に作成したキャッチフレーズやロゴを活用して、町内でのまちの魅力

#### ■作業工程 (当該年度)

月 作業内容 4~ まちの魅力発信協働委託 ・ワーキング会議(月1回程度)で「おおぐち宣伝部」と話し合いながら、町内企業めぐりな

・ワーキング会議 (月1回程度) で「おおぐち宣伝部」と話し合いながら、町内企業めぐりな ど魅力発見、発信活動など年間活動計画を立て随時開催する。

金助まつり・大和屋 PR

6~ 魅力発見ツアーの企画と実施(2回程度)

11 ふれあいまつりにて PR

12

成人式にて PR

1

3

#### ■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	1, 800	2, 307	3, 497
(内特定財源)		千円	0	0	1, 627
	職員	人工	1. 0	1.0	0.9
人工	臨時職員	人工	0. 2	0. 2	0. 2
	計	人工	1. 2	1. 2	1. 1

#### ■令和元年度計画特定財源内訳

(単位:千円)

特定財源名称	金	額	備 考(充当先等)
ふるさとづくり基金繰入金		1, 627	協働委託料(まちの魅力発信事業)
合 計		1, 627	

#### ■令和元年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

	項目(科目等)	計画額	増減額	内容
11	需用費	425	△80	印刷製本費の減額
13	委託料	1, 872	70	協働委託料及び箸包装紙作成委託料の増額
19	負担金補助金及び交付金	1, 200	1, 200	移住・定住支援制度の創設による増額額

(単位:千円)

#### ■特記事項

#### ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・これまでに行ってきたキャッチフレーズやロゴを活かして、福井県坂井市主催の「全国シティセールスストラップデザインコンテスト」地域の元気部門におおぐち宣伝部として応募を行った。また、桜以外の大口町の魅力を発掘するためのフォトコンテストを実施したり、町内企業2社の協力のもと、大口町の魅力発見ツアーを実施したりした。更には、町立小学校や町内企業、団体等の協力のもと、次代を担う児童に大口町の魅力を伝え、シビックプライドを醸成することを目的として、総合的な学習の中で各種講座を実施した。
- ・新たな情報の発信方法の掘り起こしとプロモーション事業の継続のために、「おおぐち宣伝部」や NPO 法人まちねっと大口と協働で若い世代からの発案の機会「おおぐちトーーク」を実施した。
- ・戦略3「まちとつながって暮らす」、戦略6「受け入れる環境を整える」ために、子育て世代をはじめとした若い世代の移住定住促進のための施策として、今年度の補助制度を運用開始。当初の予定件数3件がすぐに定員に達し、補正措置で9件分追加した。計12件を確保し、大口町内在住の親世帯との同居・近居支援、在勤者の住宅取得支援を行ったが、本制度を有効に活用いただくため、町内企業に対し周知を実施した。
- ・第2期アクションプラン作成のための会議を、3年間プロモーション活動を行ってきたおおぐち宣 伝部と開催した。

#### ■評価

- ・福井県坂井市主催の「全国シティセールスストラップデザインコンテスト」において、自治体と協働によるおおぐち宣伝部の活動やデザインが評価され、地域の元気部門において大賞を受賞した。これまでの活動成果が目に見える形で表れたものであり、今後更なるプロモーション活動の推進につながるものと考える。また、今回の受賞デザインやストラップは、啓発媒体として有効に活用できるものとして期待できる。
- ・新たな情報の発信方法の掘り起こしとプロモーション事業の継続のため、「おおぐち宣伝部」や NPO 法人まちねっと大口と協働で若い世代からの発案の機会「おおぐちトーーク」を実施し、中高生 1 O 数名の参加が得られた。まだまだ少人数ではあるが、情報発信方法などについて若い世代の意見やアイデアを聞くことができた。今回の取組だけでなく、引き続き若い世代に参加してもらうことで、今後更なる大口町の魅力発信に向けた道筋と可能性が見えてきたものと考える。
- ・戦略3「まちとつながって暮らす」、戦略6「受け入れる環境を整える」を具現化するため、今年度新たに事業化した移住定住支援補助制度について、同居又は近居支援補助金及び町内企業在勤者支援補助金の利用は、共に6件(計12件)であった。このほか、問合せ3件もあったことから、本町の魅力(暮らしやすさや働きやすさ等)が、住民はもちろん本町に所縁のある方々に定着しつつあり、今後、町、企業及び住民・団体が一体となった大口町の発展につながっていくものと考える。
- ・少しずつではあるが、3年間プロモーション活動を行ってきたおおぐち宣伝部の活動の成果が表れてきており、メンバーだけでなく、若い世代の参加や子供たちへのシビックプライドの醸成にもつながってきているものと考える。